

写真 2-5 二次仮置場例（岩手県大槌町）



出典：東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録
（環境省東北地方環境事務所 平成26年9月）

第3節 復旧・復興時対応

第1項 災害廃棄物の処理フロー

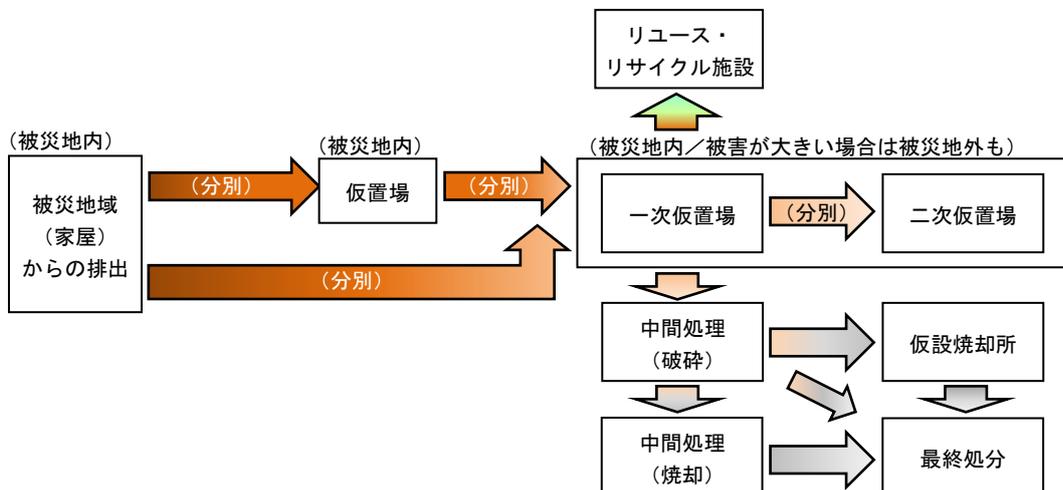
災害が発生すると、家屋などの構造物が自然倒壊したり、人命救助のために建屋を解体したりするなどにより、多様で多量の廃棄物が発生する。交通や生活、ライフラインを確保し、災害後の復旧・復興を行うためには、まず、これらの災害廃棄物の撤去を行うことになる。

しかし、これらの多様で多量の廃棄物は、一気に処理施設で処理することが困難なため、撤去された災害廃棄物を一次仮置場で一時的に集積する。一次仮置場ではこれらを資源化・減量化するため、再生利用が可能な品目はできるだけ分別して集積・保管することが重要である。

一次仮置場で分別された災害廃棄物は、必要に応じて二次仮置場で破砕・選別などの前処理を行った後、再生利用先や処理・処分先へと移送し処分する。

これらの災害廃棄物処理の流れをイメージ化したものを図2-12に示す。

図 2-12 基本的な災害廃棄物の分別・処理フロー



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会 平成24年5月）をもとに作成

第2項 収集運搬体制

災害発生後、収集運搬車両等の被災状況を確認のうえ、あらかじめ想定した収集運搬方法・ルートを基に、被災状況に応じた災害廃棄物等の収集運搬方法を決定する。優先的に収集すべき災害廃棄物等の種類としては、道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物、生ごみ等腐敗性のある廃棄物あげられる。被災地の廃棄物収集に集中するため、被災していない地域については、生ごみは通常とおりに回収し、粗大ごみ、資源ごみ等緊急性の低い廃棄物については収集を休止することも検討する。また、被災地域が限定され災害廃棄物発生量が少ない場合は、災害廃棄物の戸別収集で対応することも検討する。機材が不足する場合は、県に要請し、県内市町間や協定締結団体による支援を受ける。収集運搬車両の確保とルート計画を検討するにあたっての留意事項を表 2-25 に示す。

県では災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）を策定し、優先的に啓開を行う緊急輸送道路を選定している。収集運搬ルートはこれら緊急輸送道路を基準に選定する。図 2-13 に本市地域防災計画資料編による緊急輸送道路、本市周辺の一般廃棄物処理施設の位置図を示す。

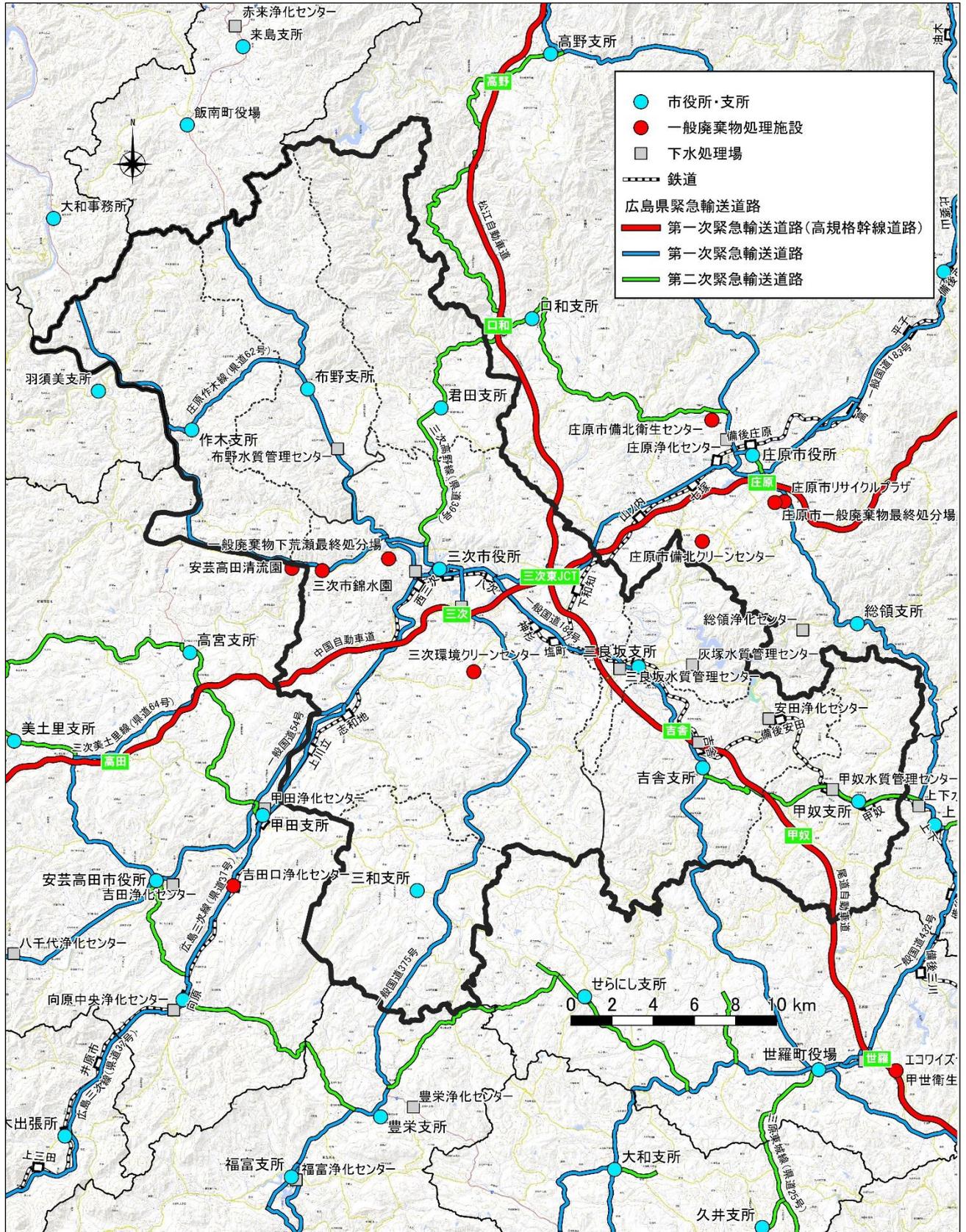
災害時には庁内、庁外の被災情報に加え、国土交通省中国地方整備局では「中国地方整備局 道路情報提供システム」（<http://www.road.cgr.mlit.go.jp/road/frame.htm>）、国土地理院では被災地の航空写真及び被災範囲を示す地図等（<http://www.gsi.go.jp/bousai.html>）が随時更新される。広島県でも「ひろしま道路ナビ（道路防災情報システム）」（<http://www.roadnavi.pref.hiroshima.lg.jp/土木局土木整備部道路整備課>）を公開しているので、ルート選定の際に参考にする。

表 2-25 収集運搬車両の確保とルート計画を検討するにあたっての留意事項

時期	留意事項	
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の建設業協会や産業廃棄物協会等と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、関係団体の所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく。 	
発災時・初動期	災害廃棄物等全般	<ul style="list-style-type: none"> ・災害初動時以降は、対策の進行により搬入が可能な仮置場が移るなどの変化があるため、GPS と複数の衛星データ等（空中写真）を用い、変化に応じて収集車両の確保と収集、運搬ルートが変更修正できる計画とする。 ・災害初動時は廃棄物の運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定し、交通渋滞等を考慮した効率的なルート計画を作成する。
	片づけごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は粗大ごみ等の片づけごみが排出される。片づけごみを収集車両により回収する際、利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には 2 トンダンプトラック等の小型車両で荷台が深い車両が必要となる場合もある。 ・直接、焼却施設へ搬入できる場合でも、破砕機が動いていないことも想定され、その場合、畳や家具等を圧縮・破砕しながら積み込めるプレスパッカー車（圧縮板式車）が活躍した例もある。 ・このため、別途、片づけごみについては、回収戦略を検討しておく必要がある。
	生活ごみ（避難所ごみを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び被害のなかった地域からの生活ごみを収集するための車両（パッカー車）の確保が必要となる。そのためには、発災直後の混乱の中で収集車両及び収集ルート等の被災状況を把握しなければならない。
等への運搬時 仮置場・再資源化施設・処理処分先	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の運搬には 10 トンダンプトラックが使用されることが多い。収集運搬が必要な災害廃棄物量（推計値）から必要な車両台数を計画する。 ・仮置場への搬入は収集運搬車両が集中する場合が多く、交通渋滞に配慮したルート計画が要求される。 ・ルート計画の作成にあたっては、できるだけ一方通行で完結できる計画とし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。 ・災害廃棄物の搬入・搬出量の把握のためには、仮置場にトラックスケールを設置したり、中間処理施設において計量したりすることが考えられる。ただし、それらの設備が稼働するまでの間や補完のため、収集運搬車両の積載可能量と積載割合、積載物の種類を記録して、推定できるようにしておくことも重要である。 	

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 17-3】（環境省 平成 31 年 4 月）をもとに作成

図 2-13 三次市の一般廃棄物処理施設及び緊急輸送道路位置図



※緊急輸送道路は広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）で呈示されたもの。

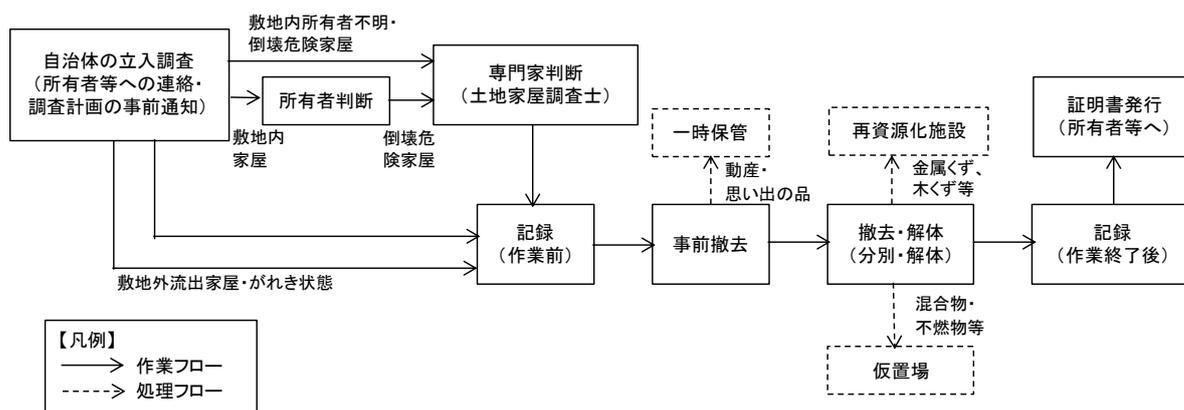
出典：国土地理院の電子地形図（タイル）に国土交通省「国土数値情報（緊急輸送道路他）」を追記し作成

第3項 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

（1）解体作業・分別処理のフロー

損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー等は図 2-14 に示すとおりである。重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となる。

図 2-14 損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー



出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 1-15-1】（環境省 平成 26 年 3 月）

（2）所有者意思確認、解体業者への工事発注等の事務手続き

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に撤去（必要に応じて解体）する。この場合においても分別を考慮し、ミンチ解体を行わない。その他の留意事項を以下に示す。

- ・損壊家屋等の優先的な撤去（必要に応じて解体）については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施する場合、市は所有者の意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置する。申請を受け付けた損壊家屋等については図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、撤去（必要に応じて解体）の優先順位を検討する。
- ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施する場合、市は申請受付（損壊家屋等の所有者の意思確認）と並行して、事業の発注を行う。発災直後は、撤去（必要に応じて解体）の対象を倒壊の危険性のある損壊家屋等に限定することも考えられる。
- ・撤去（必要に応じて解体）する損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらう。
- ・撤去（必要に応じて解体）を行う事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、撤去（必要に応じて解体）の優先順位を指示する。撤去（必要に応じて解体）の着手に当たっては、損壊家屋等の所有者の立ち会いを求め、撤去（必要に応じて解体）の範囲等の最終確認を行う。

- ・撤去（必要に応じて解体）が完了した段階で撤去（必要に応じて解体）を行う事業者から報告を受け、物件ごとに現地立会い（申請者、市、撤去（必要に応じて解体）事業者）を行い、履行を確認する。
- ・損壊家屋等については石綿等の有害物質、灯油、LPガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

（３）アスベスト対策

平時の調査等により石綿（アスベスト）の含有が懸念される損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に専門機関による分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、石綿の除去作業を実施する。除去された石綿については、直接処分場に埋め立てるなど適切に処分する。

（４）思い出の品対応

市は災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品や思い出の品を取り扱う必要があることを前提として、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認の上で、事前に対処ルールを定め、その内容の周知に努める。思い出の品等の取扱いルールとしては、思い出の品等の定義、持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられる。

基本的事項は、以下のとおりである。

- ・所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- ・所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、市等で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。
- ・個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

表 2-26 思い出の品等の取扱いルール（案）

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、成績表、写真、手帳、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等 貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属類、金庫、株券、金券、商品券、古銭）等
持ち主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物等の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度、回収する。または、住民・ボランティアの持ち込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は、郵送引き渡しも可。

なお、東日本大震災の被災地では震災後5年を区切りとして、保管していた思い出の品を処分、または公開を終了した自治体が多く見られた。また、NPOに返却事業の引き継ぎを行った自治体もあった。以下に本市が思い出の品を管理するために、コンピュータに入力してデータベースを構築するための遺留品等管理台帳の様式例を整理する。

表 2-27 遺留品等管理台帳の様式例とデータ項目例

遺留品管理番号				管 理	遺留品情報			持ち主情報	
発見日時	発見場所	遺留品目	通し	エリア	発見場所	遺留品目	特徴等	頭文字	持ち主氏名
数字	番号	番号	番号	番号	文字	文字	文字	文字	文字
2019100215	2	3	1	8	□□町	かばん	黒の布製	△	△○ □□
								画像情報は原則1品1枚	

※遺失物法第7条第1項に掲げる事項（物件の品目・特徴、取得の日時・場所）を掲載する。

コード番号

- ・発見場所；（0.不明、1.○○町、2.△△△町、3.□□町、4.・・・）
- ・遺留品目；（1.遺影、2.位牌、3.写真・アルバム、4.賞状、5.トロフィー、6.その他）

出典：静岡県災害廃棄物処理計画参考資料 No.14 思い出の品の取扱いマニュアル（静岡県 平成29年4月改定）を一部修正

貴重品を回収した際に、警察へ届けるために必要な書類様式例。

表 2-28 貴重品の取扱いについての書類様式の例

番号	物件の種類及び特徴 (現金の有無等)	取得日時	取得場所	備 考
1	財布（茶色）、キャッシュカード、クレジットカード 現金 有 千円以上・千円未満 無	4月2日 13時30分	○○町△丁目××辺り	
2	現金 有 千円以上・千円未満 無			
3	現金 有 千円以上・千円未満 無			

出典：静岡県災害廃棄物処理計画参考資料 No.14 思い出の品の取扱いマニュアル（静岡県 平成29年4月改定）を一部修正

本市が管理する思い出の品をホームページで公表する際の提示例。

表 2-29 ホームページで掲載する場合の提示例

発見日	整理番号	物品名	形 状	素 材	色
300402	0001	ハンドバック	磁石留め式	革製	茶色
300403	0002	男性用腕時計	金属製ベルト (○○○○製)	金属製	本体枠：銀色 文字盤：白色
	0003				
	0004				

出典：広島市 HP、思い出の品情報（広島市）を一部修正

第4項 仮置場の管理運営

仮置場を設置する場合は、汚水が土壌に浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討し、汚水による公共水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きし土壌汚染の防止に努めるなど、災害の規模、状況を総合的に判断しながら、必要な環境対策をとる。

なお、仮置時点で可能な限り分別を進め、円滑に処理、再資源化が進むよう配慮する。

また、仮置場を閉鎖するにあたって、管理・運営時の土壌汚染等の防止措置の状況（舗装の割れ、シートの破れ等）や目視等による汚染状況の確認を行うとともに、土壌分析など必要な措置を講じる。

写真 2-6 シートを設置して管理（平成 30 年 7 月豪雨 三次市）



(1) 環境対策、モニタリング

仮置場の設置に際しては、周辺住民へ配慮したレイアウト、効率的な受入・分別・搬出作業等が可能となる配置計画を立案する。

また、仮置場の運営管理に際しては、労働災害や周辺環境への影響を最小限とするため、仮置場の路盤や搬入路の整備、災害廃棄物の搬入・分別などの作業に伴う安全管理を徹底する。

なお、選定した仮置場において、以下の事項に留意した計画とする。

表 2-30 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置に屋根を設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設などによる粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等の処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆など
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-5】（環境省 平成 31 年 4 月）

労働災害や周辺環境の悪化を防ぐために、構成市町及び必要に応じて広域的に設置する仮置場において環境モニタリングを実施する。モニタリングを行う項目や、モニタリングを行う地点の選定は、指針の技術資料 18-5 に示す例を基本とするが、仮置場の保管対象物や周辺環境に応じて適切なモニタリング項目に見直す。

(2) 土壌調査

一次仮置場には様々な廃棄物が持ち込まれ、多くの場合風雨にさらされるため、廃棄物由来の汚染水が流出したり地中に浸透する可能性が考えられる。仮置場の閉鎖、返却の際には仮置場の管理状況から必要に応じ各種土壌調査を実施した上で、原状回復に努める。

①仮置場開設前の確認事項

- ・仮置場として使用することで、土壌汚染が生じたかを確認するため、比較試料として仮置場開設前の表層土壌を採取し、保管しておく。

②仮置場の閉鎖、返却時の確認事項

- ・管理運営時の土壌汚染等の防止措置の状況（舗装の割れ、シーートの破れ等）

- ・目視等による汚染状況の確認

- ・土壌分析等を行い、土地の安全性を確認。汚染が確認された場合は原状回復

具体的に実施する作業については、岩手県が平成 25 年 8 月に公表した「災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領 運用手引書」等を参考に対応を行う。

第 5 項 地域特性のある廃棄物対策

本市の中心市街地には商工業・サービス業などが集積し、周辺地域には昔ながらの里山風景が広がる。農業では標高差や豊かな自然条件を活かした米づくり、アスパラガス等の野菜の生産、畜産、ぶどう等の果樹の生産が盛んである。

これらの産業において、災害時に廃棄物として発生する農産品及び加工品や肥料、獣畜等の糞尿・死体や飼料等における腐敗性、農薬類等における有害性、農業用資材や農機具類等における処理困難性について留意し、適正な処理やリサイクルに関する検討が必要である。また、市内の約 75%は森林に覆われるため、市内に木質チップの製造工場を有しており、木質系災害廃棄物については、これらを活用することが考えられる。

農林・畜産系廃棄物の種類と災害時の対応を表 2-31 に、木質系廃棄物の処理フローを図 2-16 に示す。

また、本市は特に北部で冬季の積雪が多く、冬季に災害が発生した場合や、災害廃棄物の処理期間が冬季にかかる場合の対応について、検討を行う。

冬季に災害が発生した場合、積雪や凍結等が発生することで収集運搬などにおける交通上の支障や、仮置場や処理施設等の作業環境の悪化による作業効率の低下を引き起こすことが想定される。このため、除雪等による運搬ルート確保や、雪解けなどにより廃棄物が濡れることを防ぐための防雪シート等による養生などが必要になる。本市北部では積雪により冬季の仮置場の開設自体が困難になることも想定され、仮置場を開設できない地域がある場合は、収集運搬ルートと交通手段の確保に留意し、積雪のない場所に開設された仮置場まで災害廃棄物を運搬する方法を検討する。

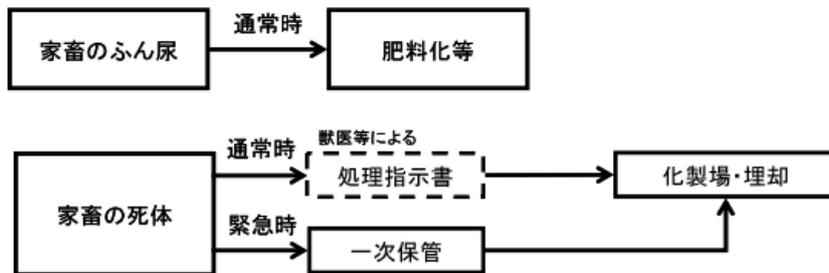
平時から、これらを実行するための体制づくり（他部局や他自治体、建設業者等の民間事業者との支援協定等）を検討し、推進しておく。

表 2-31 代表的な農林・畜産系廃棄物の種類と災害時の対応

種類	具体例	災害時の対応
廃油	農業用機械の廃潤滑油、燃料の残り	災害廃棄物対策指針【技術資料 24-15】「個別有害・危険製品」を参考に処理
廃酸・廃アルカリ	廃農薬	
廃プラスチック類	ハウス用ビニール、マルチポリ、テープ、プラボトル等	災害廃棄物対策指針【技術資料 1-20-1】「混合可燃物」を参考に処理
金属くず		スクラップ処理
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	使用済み農薬びん等	埋立処分
木くず	製材所等から生じる木材片、木皮、おがくず等	災害廃棄物対策指針【技術資料 1-20-1】「木質系廃棄物」を参考に処理
家畜ふん尿	畜産農業に係るもの	図 2-15 被災家畜に係る廃棄物処理フローを参照
家畜の死体	畜産農業に係るもの	

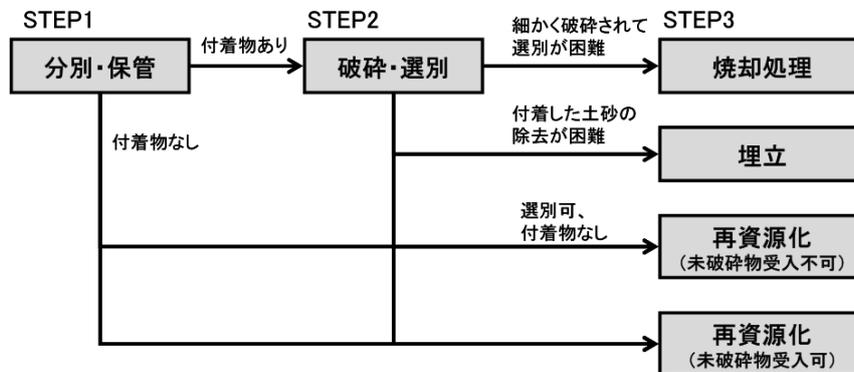
※感染性廃棄物の処理については災害廃棄物対策指針【技術資料 24-15】「個別有害・危険製品」を参照
 出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 24-12】（環境省 平成 31 年 4 月）をもとに作成

図 2-15 被災家畜に係る廃棄物処理フロー



出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 24-12】（環境省 平成 31 年 4 月）

図 2-16 木質系廃棄物の処理フロー



出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 24-3】（環境省 平成 31 年 4 月）

第6項 リサイクルの促進

最終処分量を極力削減するために、水害による堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り再生資材として活用することを基本とする。

東日本大震災では、再生資材の受入先が決まらないため、利用が進まない状況が多く見られた。これは提供する廃棄物が、受入先の要求する品質を満たさなかったことによる（粒度の揃わない形状や異なる廃棄物の混入等）。平成30年7月豪雨ではバックホウの先端アタッチメントをスケルトンバケットに付け替え、ふるいかけを行うなどした。雨の影響のない仮設テントの中で専用のふるい機を使用し選別された堆積土砂は、小さな混入物が少なく土木資材として使用されることになった。

災害廃棄物を再生資材として利用する際には、受入先の確保と共に要求品質への対応等が必要になる。

表 2-32 二次仮置場での堆積土砂の処理例（平成30年7月豪雨 広島県）

	
<p>バックホウ先端のアタッチメントをふるい分け用のスケルトンバケットに替え、2回ふるいをかけた土砂。 木片やガラス片等が混入している状態。</p>	<p>仮設テントの中で行われたふるい作業。自走式のふるい機で選別された土砂。土木資材として再利用された。</p>

第7項 自区域内処理施設で処理できない廃棄物対策

自区域内で処理できない廃棄物は、県の調整のもと、県内他市町等の処理施設の余力を活用し処理を行う広域処理、民間処理事業者へ処理を委託する民間活用を検討する。また、廃棄物処理施設以外の施設でも災害廃棄物の受入れが可能な施設（セメント工場やバイオマス発電所、バイオマス熱利用施設）への受入れも検討し、廃棄物の早期の処理を目指す。

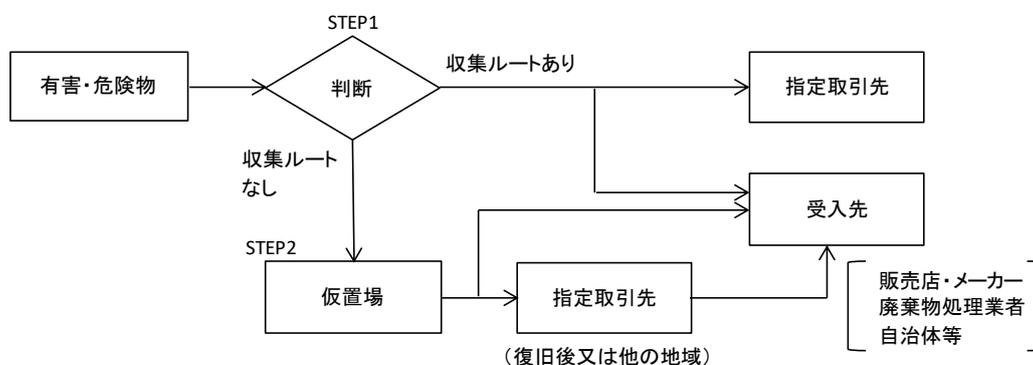
第8項 要管理物・有害物質への対応

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について市民に広報するものとする。

また、本市には、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR）により届け出が義務付けられている事業所が36事業所ある。（環境省PRTR インフォメーション広場ホームページより平成29年度データ）有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。

有害・危険物処理フローは、図2-17のとおりである。また、対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表2-33に示す。

図2-17 有害・危険物処理フロー



出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 24-15】（環境省 平成31年4月）

表 2-33 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品）ではないもの	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	販売店へ返却	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光管	市で回収	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	市で回収 金属として排出 完全に使い切る 穴開けは不要（中身が残っている場合「中身あり」と表示）	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可業者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
（家庭） 感染性廃棄物	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	指定医療機関での回収	焼却・熔融、埋立	

※以下の品目については、該当法令に従い厳重に管理のうえ処理を行う。

アスベスト、PCB 含有廃棄物電気機器、フロンガス封入機器（冷蔵庫、空調機等）

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 24-15】（環境省 平成 31 年 4 月）をもとに作成

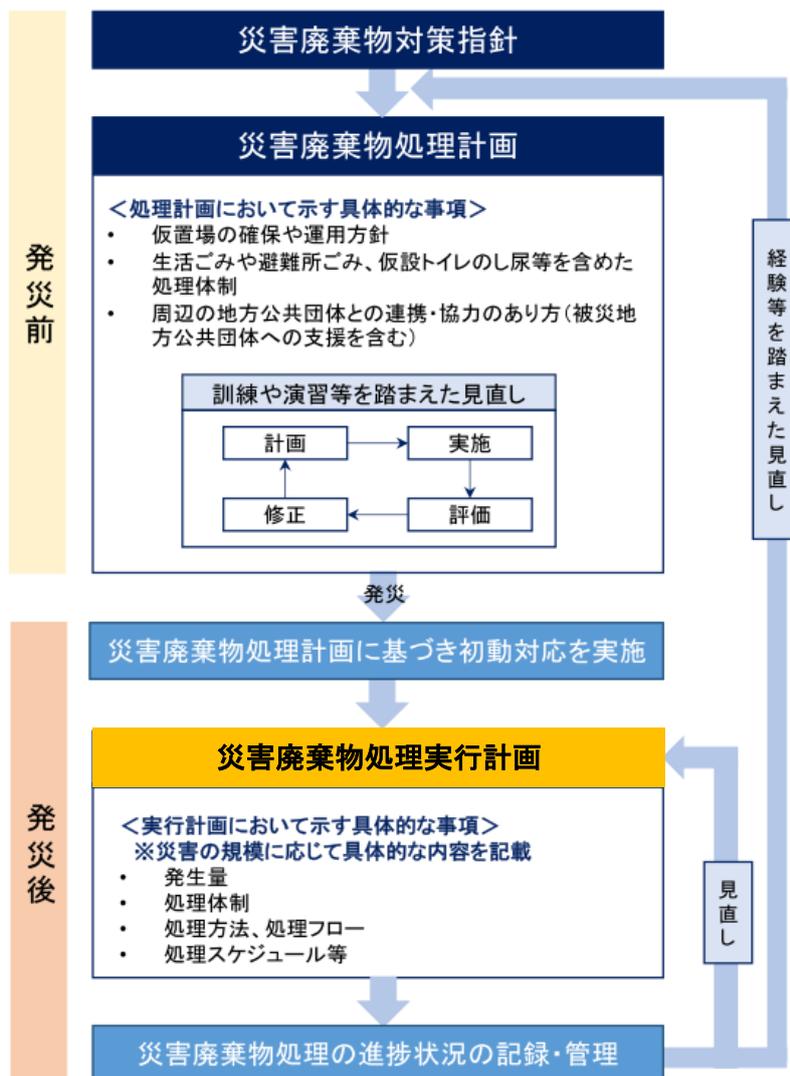
(1) 災害廃棄物処理実行計画

発災後は、本計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、実行計画を策定する。市の実行計画の策定にあたっては、必要に応じて県に技術的支援を求める。実行計画には、市の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。また、処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

(2) 計画の実行と見直し

市は、実行計画に基づき災害廃棄物処理を推進する。その際、市は進捗状況を速やかに記録し、管理する。また、市は県に対し、必要に応じて技術的支援を求める。なお、災害廃棄物の処理が終了した後は処理に係る記録を整理するとともに評価を行い、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行う。記録の整理は、時期区分（初動、応急対応、復旧・復興等）ごとに振り返りを行い、発生量、発生原単位、処理経費等のデータ整理を行い、記録誌として取りまとめる。

図 2-18 災害廃棄物処理実行計画の位置づけ



出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（環境省 平成30年3月）